

政 府

No.20/NQ-CP

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2020年2月28日

決 議

COVID-19の予防及び対抗段階における
医療用マスクの輸出許可制度の適用に関して

政 府

2015年6月19日付政府組織に関する法律に基づき；
2017年貿易管理法に基づき；
2017年10月1日付政府の業務基準を公布する政令 No.138/2016/ND-CPに基づき；
2018年5月15日付外国管理貿易法の幾つかの条項に関する詳細規程に関する政令 No.69/2018/ND-CPに基づき；
2018年12月31日付政令により、幾つかの条項が補充及び改正された2016年5月15日付医療機器設備の管理に関する政令 No.36/2016/ND-CPに基づき；
保健大臣の提案により、

決議する；

1. 保健省は、COVID-19の予防及び対抗段階における医療用マスクの輸出許可制度を適用し、ベトナム政府により実施される国際援助・国際協力の目的のためにのみ、輸出を許可する（生産量の最大25%は輸出のために、生産量の75%は国内の伝染病の予防及び対抗のために割かれる）。上記の規定は、投資証明書が付与された輸出企業の輸出活動及び2020年3月1日以前に外国トレーダーとの加工契約に署名した医療用マスク加工企業には適用されない。

2. 保健省は、商工省と財政省で協力し、本決議の第1項の規定のCOVID-19の予防及び対抗時期における医療用マスクの輸出許可に係る書類一式、ルール及び手続き、並びに医療用マスクの基準に関するガイダンスを公布する役割を担う。

3. 税関総局（財政省）は、医療用マスクの輸出を監視する役割を担う。

4. 各製造事業者は、保健省からの要請に応じ、生産能力を報告する責務を負う。

宛先:

- 首相, 副首相;
- 保健省, 商工省, 財政省, 市, 省;
- 首相府: BTNC, 官房副長官, 総局長補佐, 各局: TH, TKBT, KGNX, QHQT, PG;
- 保管: VT, KTTH (2)

政府首相

(署名)

グエン・スアン・フック

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。